

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第795号

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

都市計画の策定及び総合調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第795号）された都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第4項の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第4項の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法では、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積など現況及び将来の見通しについて把握するための基礎調査(以下「本調査」という。)について規定している。

本調査は、概ね5年ごとに実施され、神奈川県と藤沢市で役割分担をして行うもので、県が調査を行うものは、各市における人口規模や人口構成などとなり、市が調査を行うものは、土地利用や建物の用途などとなり、今回は、平成22年度に行っている。なお、本調査は業務委託により行うものである。

調査結果は、都市計画の策定に用いることを始めとし、土地利用計画や交通計画等に活用でき、木造の建築物が多く老朽化が進んだ地区には、防火対策を講じるために都市計画を見直すなどの利用が考えられる。

本調査にあたっては、市内全域の土地及び建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集することは、限られた時間、費用及び人員の中では不可能である。

土地利用や建物の用途に関する調査にあたって、木造・非木造による建物の割合や建物の老朽度を求めることが必要となるが、これらを求めるための基礎情報として、資産税課で保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報(以下「個人情報」という。)を利用したいと考える。

以上のことから、本調査の執行においては、個人情報を利用することが必要であると考えられることから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

本調査で必要とする個人情報は、市内全域の土地課税台帳等(約20万件)と家屋課税台帳等(約12万件)を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

以上のことから、迅速に本調査を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報の範囲について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報は、土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳の記載事項のうち、次の表に掲げるものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地課税台帳 ・ 土地補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番（土地） ・ 現況地目（土地） ・ 現況地積（土地）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務地図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋棟番号図
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番（家屋） ・ 現況用途（家屋） ・ 現況構造（家屋） ・ 地上階層数（家屋） ・ 課税非課税区分（家屋） ・ 一階床面積 ・ 延床面積 ・ 棟番号（家屋） ・ 家屋番号（家屋） ・ 区分所有家屋情報 ・ 建築年月（家屋）

(4) 引渡しの方法について

家屋棟番号図（家屋）については、資産税課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。

家屋棟番号図（家屋）以外については、IT推進課にてデータの抽出を行い、IT推進課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。これらの電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(5) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものからの収集及び目的外利用の本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施期間の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、都市計画課により、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査は、市内全域における土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約12万件）のデータの集計を行う。

集計したデータを基に、建物の木造率や老朽度などの必要な調査項目を計算する。この計算は、処理する量が膨大であることから、コンピュータ処理を行うこととなる。

このため、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

コンピュータ処理をする個人情報の項目は、2 ページ中の表に掲げる目的外利用する個人情報と同様である。

(7) 安全対策

ア 都市計画課での安全対策については、次のとおりである。

税システムからの情報については、税システムからの情報については IT 推進課及び資産税課に依頼し、データを抽出し、CD-ROM にデータを保存すること。受託者への CD-ROM の受け渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行うこと。また、その際には、受け渡し簿を作成し、双方で確認すること。

イ 受託者に求める安全対策については、次のとおりである。

(ア) プライバシーマーク及び ISMS 又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。

(イ) 作業場所が機械警備・監視カメラ・ID カードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。

(ウ) サーバを管理している保管施設への入退室は業務従事者のみに限定し、入退室の状況を記録すること。

(エ) 業務責任者及び業務従事者についての名簿を提出すること。

(オ) 作業現場への藤沢市都市計画課の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関等により 2 時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。

(カ) 端末操作については、ユーザーID 及び暗証番号又は生体による認証を行い、端末操作を業務従事者に限定すること。

(キ) 暗証番号は定期的に変更するとともに操作の状況を記録すること。

(ク) 個人情報は端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。

(ケ) 作業を行う端末については、外部ネットワークと接続しないこと。

(コ) 端末については、コンピュータウィルス対策ソフトを利用し、最新のウィルスパターンを適用し、ウィルス対策を施すこと。

(サ) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。

(シ) データの受け渡しについては、日時又は受け取る業務従事者の氏名を事前に連絡しておき、受け渡しの際は、受け渡し簿を作成し双方で確認する。また、CD-ROM は施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用すること。

(ス) 受託業務終了後は、貸与品については速やかに都市計画課に返却すること。また、業務で使用したデータを速やかに消去するとともに、記録媒体があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元

できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際には廃棄証明書を提出すること。

(セ) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。

(ソ) 業務従事者については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。

(タ) 受託者は、守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。

(チ) 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失及び漏洩などが行われぬよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(8) 実施時期

2016年5月1日以降

(9) 提出資料

- ア 第10回都市計画基礎調査の手引き（抜粋）
- イ 小ゾーン図
- ウ 平成22年度都市計画基礎調査成果品（抜粋）
- エ 契約書（案）
- オ 平成28年度都市計画基礎調査業務委託仕様書（案）
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要とする個人情報は、市内全域の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約12万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

イ 迅速に本調査を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

- (2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものからの収集及び目的外利用の本人通知については、通知に係る件数が市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施期間の事務処理の効率性が著しく損なわれる、としている。また、市民へは、都市計画課により、広報ふじさわを通じて周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本調査は、市内全域における土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約12万件）のデータの集計を行う。

集計したデータを基に、建物の木造率や老朽度などの必要な調査項目を計算する。この計算は、処理する量が膨大であることから、コンピュータ処理を行うこととなる。このため、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2説明要旨（7）ア及びイの（ア）から（チ）（以下（ア）から（チ）という。）において示す安全対策は次のとおりである。

（ア） 実施機関の安全対策

日常的な安全対策 ア

（イ） 受託者の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置（カ）
- b 情報の改ざんを防止するための措置（キ）
- c ネットワークからの情報流出を防止するための措置（ケ）、（ク）
- d 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）
- e データの消失を防止するための措置（ク）
- f データ媒体の紛失を防ぐための措置（シ）
- g 利用後にデータを確実に消去するための措置（ス）
- h その他受託者の安全対策を高めるための措置（ク）、（サ）、

(セ), (ソ), (タ), (チ)

i 日常的な安全対策 (キ), (ク), (サ)

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上